

令和 8年度 排出ガス測定結果一覧表

施設別 採取年月日 単位 測 定 項 目	1 号 炉				2 号 炉				3 号 炉				法規制値等	備 考 欄
	R 8 8月21日	R 8 9月8日			R 8 6月10日	R 8 7月3日			R 8 4月28日	R 8 7月22日				
排 出 ガ ス 温 度	℃	188	188		188	189			189	188				硫黄酸化物排出量の 規制排出量について(※2)
流 速	m/s	10.0	10.3		9.9	10.3			9.8	10.3				
水 分 量	V01%	23.8	25.7		21.5	26.2			22.3	26.0				◆環境センター
湿 り 排 出 ガ ス 量	m³N/h	44,900	45,800		44,200	45,900			43,500	45,800				
乾 き 排 出 ガ ス 量	m³N/h	34,200	34,100		34,700	33,900			33,800	33,900				1号炉 R 8. 8.21 24m³N/h R 8. 9. 8 25m³N/h
二 酸 化 炭 素	V01%	9.0	8.8		9.0	9.0			8.9	8.7				2号炉 R 8. 6.10 24m³N/h R 8. 7. 3 25m³N/h
酸 素	V01%	10.5	10.6		10.5	10.5			10.8	10.8				
一 酸 化 炭 素	V01%	0.0	0.0		0.0	0.0			0.0	0.0				3号炉 R 8. 4.28 24m³N/h R 8. 7.22 25m³N/h
(12% 換算値) 一 酸 化 炭 素	ppm	43	26		22	27			31	52				
窒 素	V01%	80.5	80.6		80.5	80.5			80.3	80.5				法規制値 0.08 協定規制値 0.02
(ダスト濃度) ば い じ ん 量	g/m³N	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001			<0.001	<0.001				
(12% 換算値) ば い じ ん 量	g/m³N	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001			<0.001	<0.001				協定規制値 30
硫 黄 酸 化 物	ppm	<1	<1		<1	<1			<1	<1				
(12% 換算値) 硫 黄 酸 化 物	ppm	<1	<1		<1	<1			<1	<1				備考欄参照
硫黄酸化物排出量	m³N/h	<0.03	<0.03		<0.04	<0.04			<0.03	<0.03				
窒 素 酸 化 物	ppm	30	30		31	22			31	29				法規制値 250 協定規制値 50
(12% 換算値) 窒 素 酸 化 物	ppm	25	28		28	21			28	25				
窒素酸化物排出量	m³N/h	1.0	1.0		1.1	0.75			1.0	0.98				
塩 化 水 素	mg/m³N	14	15		16	12			14	11				
(12% 換算値) 塩 化 水 素	mg/m³N	13	13		13	10			12	10				法規制値 700
(12% 換算値) 塩 化 水 素	ppm	8	8		8	6			7	6				
全 水 銀	μ g/m³N	<5.0	5.3		<5.0	<5.0			<5.0	<5.0				法規制値 50
(12% 換算値) 全 水 銀	μ g/m³N	<5.0	<5.0		<5.0	<5.0			<5.0	<5.0				
(12% 換算値) 全 水 銀	ppm	<0.56	<0.56		<0.56	<0.56			<0.56	<0.56				
カドミウム及びその化合物	mg/m³N	<0.001			<0.001				<0.001					
	ppm	<0.0002			<0.0002				<0.0002					
鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/m³N	<0.01			<0.01				<0.01					
	ppm	<0.001			<0.001				<0.001					
弗 素 、 弗 化 水 素 及 び 弗 化 珪 素	mg/m³N	<0.5			<0.5				<0.5					
	ppm	<0.6			<0.6				<0.6					
塩 素	mg/m³N	<0.1			<0.1				<0.1					
	ppm	<0.03			<0.03				<0.03					
全 ク ロ ム	mg/m³N	<0.005			<0.005				<0.005					
	ppm	<0.002			<0.002				<0.002					自主測定

※1 東京都廃棄物の処理及び再利用に関する規則(東京都廃棄物規則)第32条第1項の規定により東京都へ報告。(年4回)
※2 硫黄酸化物排出量の規制排出量は、排ガスの流速変動によって有効煙突高さが変化するため、硫黄酸化物排出量の規制排出量は一定ではありません。なお、測定時の規制排出量は、「備考欄」に記載されています。